

7月の納税のお知らせ

7月は固定資産税(第二期)、国民健康保険税(第一期)、介護保険料(第一期)後期高齢者医療保険料(第一期)の納期です。

8月2日(月)までに納めてください。口座振替は8月2日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14・6%)が課されます。問合せ取納課 ☎51・1578

後期高齢者医療保険に関するお知らせ

後期高齢者医療保険の被保険者証が8月から新しくなります

現在の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月未です。新しい被保険者証を7月中に被保険者へ送付します。

7月31日(土)までにお手元に届かない場合は、後期高齢医療係へお問い合わせください。

8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、世帯の市民税課税所得により、1割か3割となっています。平成21年中の所得により、8月からの一部負担割合を見直します。

3割負担となる方市民税課税所得が145万円以上ある方や、その方と同じ世帯

にいる被保険者

1割負担となる方同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の市民税課税所得が145万円未満の方

3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります。

世帯に後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている方が、

1人の場合前年の収入合計が383万円未満

※被保険者と同じ世帯の70歳から74歳までの方の前年収入の合計額が520万円未満のときも1割負担となります。

2人以上の場合前年の収入合計額が520万円未満

該当となる方に「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を送付します。必ず後期高齢医療係に申請してください。

問合せ 保険年金課後期高齢医療係 ☎51・1767

国保だより

国民健康保険税納税通知書を送付しました

平成22年度の国民健康保険税納税通知書を7月1日に送付しました。

この納税通知書は、すべての国民健康保険税対象者にお送りしています。国民健康保険税の納付方法は次の3つに分かれますので、納税通知書表紙の徴収方法の欄をご覧ください。

1 普通徴収窓口納付または口座振替の方です。

2 特別徴収一定の要件を満たした65歳以上75歳未満の世帯で、年金から徴収されます。特別徴収には仮徴収があり、年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も4月、6月、8月と異なります。

3 普通徴収・特別徴収10月から特別徴収が開始する世帯です。第1期〜3期分を普通徴収でお支払いいただき、第4期〜8期に納めていただく分を10月、12月、2月の年金から特別徴収します。

※特別徴収ではなく普通徴収を希望される方は、口座

による納付を条件として、普通徴収に切り替えることができません。その際は必ず申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

※納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに関する説明を同封しています。ぜひ一読ください。

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎51・1640

出張融資個別相談会

運転資金をはじめとした資金繰りをお考えの事業者向けに、日本政策金融公庫

融資担当者による出張の個別相談会を開催します。

融資担当者との直接相談ですので、即審査が受けられ借入が決定する場合もあります。通常の相談会よりも一歩踏み込んだこの機会を積極的にご利用ください。

活用ください。相談時間帯は、申込順に希望時間を割り振ります。また、決算書等財務内容のわかるものを持参ください。

日時 7月8日(木)午前10時〜午後4時(30分毎) ※正午〜午後1時の間は休憩とさせていただきます。



場所 商工会館1階相談室 相談者 日本政策金融公庫立川支店担当者 問合せ 商工会 ☎51・2927

独立開業実践セミナー

西多摩地域の5商工会(福生市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・日の出町)では、創業を目指す方を対象に、新規開業に必要な基礎知識から事業計画書の作成までの具体的知識や実践的なノウハウを体系的に習得できるセミナーを開催します。

このチャンスにぜひ、参加してみませんか?

※申込書は商工会にあります。

日時 8月28日(土)・29日(日)、9月4日(土)・5日(日)・11日(土)、午前10時30分〜午後5時30分(全5回) 場所 イオンモール日の出2階イオンホール(日の出町) 対象 創業予定者、創業を考

えている方、創業後再度学びたい方等 受講料 一人5,000円(テキスト代含む) 定員 40人(先着順) 申込み 7月1日(木)より申込書に受講料を添えて商工会 ☎51・2927へ。

年金だより

7月から平成22年度申請免除の受付を始めます

国民年金保険料を納めることが困難な方には、前年の所得状況等に応じて保険料の全額または一部が免除される制度があります。申請免除を希望される方は保険年金課保険年金係の窓口にご申請してください。

必要書類

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
②認印(本人が署名する場合は不要)
③平成22年1月2日以降に福生市に転入された方は、平成21年中の所得を証明するもの
※平成21年度の免除申請時に継続申請を希望され、全額免除または若年者納付猶予(30歳未満)が承認された方は、昨年に引き続き同申請があったものとされますので、申請手続きは不要です。ただし、継続申請の審査の結果、全額免除または若年者納付猶予に該当しなかった方がこれ以外の免除を希望される場合、別に申請が必要となります。

【保険料の免除】

▼申請免除(全額免除・一部免除)

被保険者・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。(下表参照)

▼若年者納付猶予制度

被保険者(30歳未満)・配偶者の前年の所得が一定基準以下の場合、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人の申請により受けられます。(下表参照)

※学生の方は申請免除及び若年者納付猶予制度を申請することはできません。学生納

付特例制度をご利用ください。

【免除を受けた場合、年金額の計算は…】

いずれの制度も承認された期間に算入されます(一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めなければ算入されません)。

なお、申請免除の承認期間に限り、年金額の計算に一部反映されますが、若年者納付猶予制度の承認期間は、保険料の納付がない限り年金額の計算には反映されません。

【保険料の追納】

免除を受けた期間の保険料は、免除の承認を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができます(追納といいます)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

●国民年金には退職(失業)による

特例免除があります

特例免除は、申請する年度または前年度に、納付義務者に退職(失業)の事実がある場合に、退職の事実がある方の所得を除外して審査を行いません(ただし他の納付義務者に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります)。

希望される方は国民年金担当窓口にご申請してください。

必要書類

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
②認印(本人が署名する場合は不要)
③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎51・1670

■免除の対象となる所得(収入)の目安

※あくまでも目安です。

Table with 6 columns: 世帯構成, 扶養人数, 全額免除, 若年者納付猶予, 一部納付 (4分の1納付, 半額納付, 4分の3納付). Rows include 4人世帯, 2人世帯, 単身世帯.

※上記の目安は、次の条件によるものです。

- ()内の収入の目安は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています
○一部納付の目安は、社会保険料(国民年金、国民健康保険及び介護保険)について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています
○「4人世帯」および「2人世帯」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合
○「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合